

「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(案) に対するパブリックコメントの募集について

1 パブリックコメント募集の趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、石川県では、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することとしております。

制定の参考とするため、広く県民の皆様からご意見を募集します。

2 パブリックコメント募集の概要

(1) 募集期間

令和6年1月11日(木)～令和6年1月24日(水)

(郵送については、令和6年1月24日(水)必着)

(2) 資料の入手方法

①以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/danjo/jourei/public.html>

②次の場所で閲覧、入手できます。

- ・県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課(金沢市鞍月1丁目1番地、県庁10階)
- ・県行政情報サービスセンター(金沢市鞍月1丁目1番地、県庁1階)
- ・小松県税事務所(小松市園町ハ108番地の1)

3 ご意見の提出方法及び提出先

所定のご意見用紙に住所、氏名、ご意見等を記入の上、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法でご提出ください。(電話や口頭によるご意見はお受けしません。)

<提出先>

(1) 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課男女共同参画グループ

(2) FAX 076-225-1374

(3) 電子メール danjo@pref.ishikawa.lg.jp

4 寄せられたご意見の取扱い

(1) 寄せられたご意見は、本条例の制定にあたっての参考とします。

(2) ご意見に対して個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれに対する県の考え方について、後日公表いたします。

(3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。